

かつしか 区議会だより

令和6年第4回定例会

11月	27日	本会議（一般質問等）
	28日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会
12月	29日 2・3・4日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	6・9・10日	特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	12日	議会運営委員会
	13日	本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉、総務） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭あいさつ 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.264 令和7年（2025年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



葛飾にいじゅくみらい公園のパーゴラと地球釜

柴又川甚まちなみ館条例を全会一致で可決

今回の定例会では、10名の議員から区政一般質問が行われました。
また、令和6年度一般会計補正予算（第4号）をはじめとする区長提出議案等23件と、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案3件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

都独自の施策として定着している「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置」が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねないため、本区議会は東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和7年度以降も継続すること。

②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和7年度以降も継続すること。

③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65％に引き下げる減額措置を令和7年度以降も継続すること。

「年収103万円の壁」の地方財源に対する意見書

個人住民税は、子育て支援や教育環境の充実、高齢者支援、防災対策、まちづくりなど、住民サービスの提供を安定的に支える極めて重要な財源であり、個人住民税における基礎控除等の引き上げはこれらの住民サービスの提供に大きな影響を与える可能性があるため、本区議会は政府に対し、次の事項について強く求める。

「年収103万円の壁」の見直しにより、個人住民税が減収となる場合は代替となる財源を確保するなど、住民サービスを安定的に提供するための基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないようにすること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状など時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員など政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れなどをしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。